

○津軽広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則

(平成10年4月1日規則第9号)

改正 平成14年3月29日規則第7号
平成18年6月1日規則第5号
平成19年9月28日規則第5号
令和8年4月1日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、津軽広域連合職員等の旅費に関する条例（平成10年津軽広域連合条例第19号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第2条第8号に規定する規則で定める者等)

第3条 条例第2条第8号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営む者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (9) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（広域連合との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第8号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

(旅行命令の変更を受けた場合等における旅費)

第4条 条例第3条第4項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 条例第3条第1項及び第2項(第1号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第17条、第19条第1項及び第24条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第4項に規定する規則で定めるものは、条例第27条第3項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、条例第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費については、当該各種目について条例第6条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第21条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額
(旅費額を喪失した場合における旅費)

第5条 条例第3条第5項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の条例第3条第5項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第5項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額
(旅行命令等)

第6条 旅行命令権者が条例第4条第1項の旅行命令又は条例第30条第2項の旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を発し、又はこれを変更するには次に定めるところ

による外勤命令書、旅行命令書及び旅行依頼書（以下「旅行命令依頼書」という。）又は旅行命令変更書及び旅行依頼変更書（以下「旅行命令依頼変更書」という。）を当該旅行者に交付して行わなければならない。ただし、外勤命令書、旅行命令依頼書又は旅行命令依頼変更書を交付するいとまがない場合は、口頭により旅行を命令し、依頼し、又はこれを変更することができる。

- (1) 旅費を支給しない旅行（以下「外勤」という。）にあつては外勤命令書（様式第1号）
- (2) 宿泊を要しない旅行であつて、広域連合長が定めるものにあつては旅行命令依頼書又は旅行命令依頼変更書（様式第1号）
- (3) 前2号に掲げる以外の旅行にあつては旅行命令依頼書又は旅行命令依頼変更書（様式第2号）

2 前項ただし書の規定により、口頭により旅行を命令し、依頼し又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに外勤命令書、旅行命令依頼書又は旅行命令依頼変更書を当該旅行者に交付しなければならない。

3 旅行命令権者は、第1項第1号又は第2号に規定する旅行について必要と認めるときは、広域連合長の承認を得て、この規則に定める様式と異なる様式を用いることができる。

（旅行命令等の変更の申請）

第7条 条例第5条第1項及び第2項の規定による旅行命令の変更の申請は、旅行命令依頼変更書に旅行命令の変更の必要を証明するに足る書類を添付して行わなければならない。

（必要な資料の種類等）

第8条 条例第8条第1項及び第5項に規定する必要な資料の種類は、別表第1のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、次項に規定する請求書をもって、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払いを証明するに足る資料に代えることができる。

2 条例第8条第5項に規定する請求書は、別表第2に掲げる事項及び別表第3の左欄に掲げる旅費の種目の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項（以下これらを「請求書記載事項」という。）が記載された請求書とする。この場合において、請求書記載事項に準じる内容が記載され、かつ、広域連合長が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもって条例第8条第5項に規定する請求書に代えることができる。

3 広域連合長は、旅行者が第1項に規定する資料を提出し、又は旅行役務提供者が同項の資料及び前項の請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

4 前項の場合において、旅行役務提供者からの請求書が提出されたときは、広域連合長は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（概算払の申出）

第9条 概算払に係る旅費の支給を受けようとする者は、その旨を旅行命令権者に申し

出なければならない。

(旅費の精算に係る期間)

第10条 条例第8条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。

2 条例第8条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。

(給与の種類)

第11条 条例第8条第4項及び第28条第2項に規定する給与の種類は、津軽広域連合職員の給与に関する条例（平成26年津軽広域連合条例第3号。以下「給与条例」という。）に規定する給料、管理職手当、特殊勤務手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第12条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

(船賃に係る船舶)

第13条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(航空賃に係る航空機)

第14条 条例第12条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

2 条例第12条第2項第1号の規則で定める航空機は、青森空港と本邦外の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機とする。

(特定航空移動)

第15条 条例第12条第2項第2号イに規定する規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動とする。

(条例第13条第1項第3号の規則で定める額)

第16条 条例第13条第1項第3号の規則で定める額は、25円とする。

(宿泊費基準額等)

第17条 条例第14条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別職の職員 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の1又は2の表の区分に応じ、これらの表の指定職職員等の欄に掲げる額
- (2) 一般職の職員 省令別表第2の1又は2の表の区分に応じ、これらの表の職務の

級が10級以下の者の欄に掲げる額

- 2 条例第14条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。
- (1) 会議、研修等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
 - (2) 特別職の職員その他特別職の職員に相当する者（以下「特別職等」という。）の旅行に同行する者が特別職等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。
 - (3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
 - (4) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。
- （宿泊手当の定額等）

第18条 条例第16条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、省令別表第3に定める額とする。

- 2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
 - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額
- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第3に定める額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。
- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。
- （転居費の算定方法等）

第19条 条例第17条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家

財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者が同項各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った同項各号の規定により算定した額の合計額とする。この場合において、同項第1号の規定により算定した額と同項第3号の規定により算定した額を合計する場合は、同号ただし書の規定は、適用しない。
- 3 前2項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として広域連合長が定めるものを除くものとする。
- 4 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前3項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(渡航雑費)

第20条 条例第21条に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 医薬品の購入に係る費用
- (3) 携行品の購入に係る費用
- (4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (5) 条例第21条に規定する費用に類する又は付随する費用
- (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして広域連合長が定める費用

(死亡手当の定額)

第21条 条例第22条の規則で定める定額は、省令別表第5に定める額とする。

(退職者等の旅費)

第22条 条例第24条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費
 - ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧勤務地に旅行するものとして計算した旅費
 - イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新勤務地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、出張地から退職等となる前の本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族等の旅費)

第23条 条例第25条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 条例第3条第2項第2号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費
 - ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員

が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

(3) 条例第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(通勤手当等との調整)

第24条 旅行者が給与条例第14条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与等（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(旅費の調整)

第25条 条例第27条第1項の規定に基づき、一般職の職員が旅行する場合における鉄道賃及び船賃は、条例第10条及び第11条の規定にかかわらず、特別車両料金及び特別船室料金は支給しない。ただし、次項に規定する旅行及び広域連合長が定める旅行を除く。

2 条例第27条第3項の規定に基づき、特別職等に随行するために旅行する場合は、条例第10条から第12条までの規定にかかわらず、特別職等と同一の鉄道賃、船賃又は航空賃を支給することができる。

3 前2項に定めるもののほか、旅費の調整に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(旅行完了の報告)

第26条 旅行者が旅行を完了した場合は、当該旅行の完了した後直ちに旅行命令権者にその旨を報告しなければならない。

(委任)

第27条 この規則の施行に関して必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第7号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月1日規則第5号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第5号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行（施行日前に既に津軽広域連合議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例及び津軽広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和8年津軽広域連合条例第2号）第2条の規定による改正前の津軽広域連合職員等の旅費に関する条例及びこの規則による改正前の津軽広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の規定による旅行命令又は旅行依頼（以下「改正前の旅行命令等」という。）が発せられている旅行を除く。）について適用し、施行日前に出発する旅行及び施行日以後に出発する旅行であって施行日前に既に改正前の旅行命令等が発せられているものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に出発する旅行であって施行日前に既に改正前の旅行命令等が発せられているもの又は施行日前に出発する旅行であってその完了の日が施行日以後となるものについて、施行日以後に津軽広域連合議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例及び津軽広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例第2条の規定による改正後の津軽広域連合職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）の規定により当該改正前の旅行命令等の変更がなされたときは、当該変更の日以後の期間に対応する分についてこの規則による改正後の津軽広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（以下「改正後の旅費規則」という。）の規定を適用することができる。

4 改正後の旅費規則第21条から第23条までの規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

5 改正後の旅費規則第4条第2項及び第5条第2項の規定は、改正後の旅費条例第3条第4項及び第5項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用する。

別表第1（第8条第1項関係）

| 区 分 | | 添付する資料 |
|----------------------------|--|---|
| (1) 鉄道賃 | 条例第10条第1項第1号に掲げる運賃(運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。) | 運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料 |
| | 条例第10条第1項第2号から第6号までに掲げる費用 | その支払を証明するに足る資料(急行料金にあっては、広域連合長が必要と認める場合に限る。) |
| (2) 船賃 | 条例第11条第1項第1号に掲げる運賃(運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。) | 運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料 |
| | 条例第11条第1項第2号から第5号までに掲げる費用 | その支払を証明するに足る資料 |
| (3) 航空賃 | 条例第12条第1項第1号に掲げる運賃 | 運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料 |
| | 条例第12条第1項第2号及び第3号に掲げる費用 | その支払を証明するに足る資料 |
| (4) その他の交通費 | | その支払を証明するに足る資料 |
| (5) 宿泊費 | | その支払を証明するに足る資料 第17条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料(条例第14条ただし書に該当する場合に限る。以下この表において同じ。) |
| (6) 包括宿泊費 | | その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料 |
| | | その支払を証明するに足る資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料(家族の転居に要する費用を含む場合に限る。) 条例第19条第2項に規定する延長の許可を証明するに足る資料(同項に該当する場合に限る。) |
| (8) 着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。) | | その支払を証明するに足る資料 第17条第2項各号いずれかに該当することを証明するに足る資料 |
| | | その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 |
| (9) 家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。) | | その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 |

| | |
|----------------------------------|---|
| | 同居する家族であることを証明する資料 |
| | 第17条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料 |
| (10) 渡航雑費 | その支払を証明するに足る資料 |
| (11) 条例第24条に規定する旅費 | 請求する種目に相当するものに応じた第1号から前号までに掲げる資料 |
| | 退職等の理由を証明する資料 |
| | 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 |
| | 旅行中に又は外国の在勤地において退職等となったことを証明する資料 |
| (12) 条例第3条第2項第2号、第3号及び第5号に規定する旅費 | 請求する種目に相当するものに応じた第1号から第10号までに掲げる資料 |
| | 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する資料 |
| | 帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。） |
| | 遺族であることを証明する資料（請求者が遺族である場合に限る。） |
| (13) 条例第3条第4項に規定する旅費 | 損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 |
| | 旅行命令等の変更、条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第4条第1項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料 |
| | 同居する家族であることを証明する資料（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。） |
| (14) 条例第3条第5項に規定する旅費 | 天災又は第5条第1項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 |
| | 喪失額を証明するに足る資料 |
| (15) 条例第29条に規定する旅費 | 請求する種目に相当するものに応じた第1号から第10号までに掲げる資料 |
| | 条例第29条の規定に該当することを証明するに足る資料 |

別表第2（第8条第2項関係）

| | |
|----------|--|
| 請求書の記載事項 | 請求する者の名称又は氏名及び住所 |
| | 旅行者の所属部署、役職及び氏名 |
| | 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。）、種目及びその金額 |
| | 損失事由及びその金額（条例第3条第4項の規定により支払うべき金額がある場合に限る。） |
| | 請求額 |
| | 請求年月日 |

備考

- 1 旅行日ごとに記載する事項は、請求の内容が同一である場合又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。
- 2 請求書は、備考欄を設け、金額の計算上参考となる事項を記載することができる。

別表第3（第8条第2項関係）

| 区 分 | 記載事項 |
|-------------|---|
| (1) 鉄道賃 | 条例第10条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第5号までに掲げる料金及び同項第6号に掲げる費用の各金額並びに合計金額 |
| (2) 船賃 | 条例第11条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第4号までに掲げる料金及び同項第5号に掲げる費用の各金額並びに合計金額 |
| (3) 航空賃 | 条例第12条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号に掲げる座席指定料金及び同項第3号に掲げる費用の各金額並びに合計金額 |
| (4) その他の交通費 | 金額 |
| (5) 宿泊費 | 夜数及び金額 |
| (6) 包括宿泊費 | 夜数及び金額 |
| (7) 転居費 | 金額 |
| (8) 着後滞在費 | 宿泊費に係る夜数及び金額 |
| (9) 家族移転費 | 第1号から第6号まで及び第8号の例に準じた記載事項、合計金額並びに旅行人員 |
| (10) 渡航雑費 | 金額 |

様式第2号（第6条第1項関係）

| 旅行 命令 (変更) 書 依頼 | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|----|---|---------|----------------|---------------------|-----------|------------|-------|-------------|-----|----------|--|
| [概算払 ・ 精算払 ・ 旅費別途] | | | | | | | | | | | | |
| 旅行者 | 所属 | 課 | 係 担当 | 職名 (相当) | | 広域 連合長 | 事務局長 | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 担当 | |
| | 住所 | | | 氏名 | 決裁 | | | | | | | |
| 旅行予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (泊日) | | | | | 変更 | | | | | | | |
| 用務場所 | | | | | 合議 | | | | | | | |
| ※旅行の目的及びその理由並びに予想される効果の具体的な説明 | | | | | ※旅費別途支給がある場合は記入すること | | | | | | | |
| | | | | | 旅費支給内訳 | | | | | | | |
| | | | | | 運賃 | 急行料 | 特別車両 料金 | 航空賃 | その他の 交通費 | 宿泊費 | その他 | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 旅費支給額 | | | 円 | | | 旅行者の完了確認 | |
| | | | | | 旅費支給団体名 | | | | | | | |
| | | | | | 団体での職名 | | | | | | | |
| | | | | | 通知文書の有無 | | | 有 ・ 無 | | | | |
| 支出科目 款 項 目 事業コード | | | | | | | | | | | | |

